

## 平成 30 年度与党税制改正大綱について

本日、「平成 30 年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、全国の都市自治体において少子高齢化社会への対応や地方創生への取組などの諸施策を積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであるが、とりまとめにあられた与党関係者の方々のご尽力に敬意を表するとともに、様々な面において地方にご配慮いただき、感謝申し上げます。

主な改正項目として、まず、償却資産に係る固定資産税については、中小企業を対象とした新たな特例措置が創設されたが、与党関係者のご尽力により、国が一律に実施するのではなく、市町村の自主性・主体性を尊重した仕組みにさせていただくとともに、従来の時限的な特例措置については、その規定を削除することにより、期限の到来をもって終了することを改めて明確にさせていただいたところである。

固定資産税が我々都市にとって市民生活や地域の経済活動を支える上で極めて重要な基幹税であることを踏まえ、引き続き堅持されるとともに、今後は、国の経済政策は国の責任において行っていただき、地方の基幹税を用いることは行わないようにしていただきたい。

ゴルフ場利用税については、今年度も税制改正の議論の俎上にのぼったことは誠に残念ではあったが、本税が地方の行政サービスに対する受益者負担としての性格を有することやスポーツの振興にも十分配慮していること等が理解され、現行制度が堅持されることとなり、与党関係者の方々をはじめ、ゴルフ場所在市町村全国連盟の方々のご尽力に感謝する次第である。

本税が財政力の乏しい過疎地等のゴルフ場所在市町村にとっては不可欠な財源であることを踏まえ、将来にわたり現行制度が堅持されるよう、強く求めるものである。

森林が国土の約 7 割を占める我が国にとって、重要かつ喫緊の課題であった森林整備のための新たな財源確保の仕組みが創設された。関係者のこれまでのご尽力に感謝するとともに、課税が開始されるまでの間においても、地方がその役割を確実に果たすことができるよう、必要となる財源を確保するとされたことについて、我々地方は高く評価するものである。

今後、森林の持つ公益的機能を最大限発揮するためにも、地域の実情に応じた弾力的な取組が可能となるよう、柔軟な措置を講じていただきたい。

平成 29 年 12 月 14 日

全国市長会

会長 松浦 正人